

2026年1月16日

会員さま 各位

徳島信用金庫

## 出資に対する未払配当金のお取り扱いについて

平素より徳島信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では出資配当金の未払分(配当金支払請求権)について、民法の定める消滅時効(支払開始から10年)に従い、10年を経過した未払配当金につきましては、2026年4月以降、お支払いを行わないことといたしましたのでお知らせいたします。

当金庫では、年度毎の決算により余剰金が生じた場合には、総代会の承認を得て出資額に応じた配当金を指定された口座にご入金させていただいておりますが、指定口座の解約等により配当金が未払となっている場合がございます。

つきましては、お心当たりのある会員さまは、2026年3月31日(火)までにお取引店の窓口にて、お受取の手続きをいただきますようお願いいたします。

ご不明な点やお手続きの方法についてのご相談は、お取引店までお気軽にお問合せください。

以上